

2024年 9月3日
郵政ユニオン 交第5号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
千田 哲也 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

時給制契約社員の最低賃金引き上げに関する要求書

中央最低賃金審議会は7月25日、全ランクを同額50円（引上げ率Aランク4.6%、Bランク5.2%、Cランク5.6%）とする目安答申を示しました。一方で、地方審議会では、物価高騰を上回る引上げを求める声や地域間格差が地域経済の疲弊につながっている等の意見もあり、徳島県では84円引上げるなど全国27県で上積みの答申となり、全国加重平均で1055円になりました。

しかし、全労連が行った最低生計費試算調査では、物価高騰前から全国どこでも時給1500円以上（単身者25歳）必要との結果であり、生活必需品の物価上昇率にすら追いついていない東京都の時給1163円から、それよりも212円の格差となる951円の秋田県まで、全国どこでも1日8時間働けば人間らしく生活できるという金額とは、大きくかけ離れているのが実態です。

郵政ユニオンは、地域間格差を是正し、全国どこでも1日8時間働けば人間らしく生活できる賃金を確立することが必要であると考えます。日本郵政グループ各社は時給制契約社員の厳しい生活実態を直視し、また深刻な要員不足からくる長時間過密労働を解消し、安定的な事業運営を確保するために、率先して郵政最賃を引き上げるとともに、郵政全国一律最低賃金制度の確立に向けて、以下のとおり要求書を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 郵政で働く時給制契約社員の最低賃金を時給1500円以上の全国一律制とするよう制度を見直すこと
- 2 現行の郵政最低賃金制度の下で生じる地域間格差を是正するため、郵政最賃は今年度の全国加重平均1055円以上とすること
- 3 郵政グループ各社統一の「企業内最低賃金」で、地域別最賃にプラスされる加算額20円を200円に引上げる制度改正をおこなうこと
- 4 郵政で働く時給制契約社員の平均賃金（時給）について明らかにすること
- 5 勤務時間、勤務日数の削減は生活給である時給制契約社員の年間収入のダウンに直結するものであり、勤務時間や勤務日数の削減は行わないこと
- 6 期間雇用社員・アソシエイト社員の雇用区分別、性別、人数を明らかにすること

以上